

# ねこの手だより



2021 年臨時号

日頃より、ねこの手クラブにご協力いただきましてありがとうございます。  
さて、賃金の支払いについて次のとおり取り扱いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1 令和 4 年 1 月振込賃金（令和 3 年 12 月分）から、源泉徴収（所得税をあらかじめ賃金から差し引くこと）して振込みます。
- 2 「令和 4 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していただくことにより、月額賃金 88,000 円未満は源泉徴収いたしません。  
なお、扶養親族数に応じて、源泉徴収額は異なります。
- 3 「令和 4 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出いただけない場合は、月額賃金の 3.063%に相当する金額を源泉徴収いたします。  
なお、源泉所得税は確定申告により還付される場合があります。
- 4 「令和 4 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、来年 3 月下旬の新年度の登録手続き（臨時雇用契約書および農業者労働災害共済加入申込書記入）の際に、必要事項（マイナンバー含む）を記載して提出してください。
- 5 来月、令和 3 年分（令和 3 年 1 月から 12 月振込賃金）の「源泉徴収票」を発行送付いたします。所得税の確定申告、住民税の申告の際は、給与所得として申告してください。  
また、お住まい市町には「給与支払報告書」を提出いたします。  
令和 4 年分以降も同じように「源泉徴収票」の発行送付、「給与支払報告書」の市町への提出を行います。

今後ともねこの手クラブの活動にご協力をよろしくお願いいたします。

:: 連絡先 ::

丘陵地農業支援センター 910-4103 福井県あわら市二面 1-10

電話：0776-78-6364 FAX：0776-78-6388

携帯：080-6364-1522 URL：<http://www.nogyoshien.jp/>